く，その基礎に存する一般的な法の基本原則を適用するものであって，公職選挙法に事情判決の規定を準用しないとの規定があることが上記の法の基本原則を適用することの妨げとはならないのである。そもそも，投票価値の平等の侵害を理由とする選挙無効訴訟の判決の内容は，憲法によって司法権に委ねられた範囲内において，この訴訟を認めた目的と必要に応じて，裁判所がこれを定めることができると考えられるのであり（昭和60年大法廷判決における裁判官寺田治郎，同木下忠良，同伊藤正己，同矢口洪一の補足意見参照），上記のいわゆる事情判決の法理も，この考え方に沿うものといえよう。そして，上記の考え方によれば，判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないときは，選挙を無効とせず違法宣言のみにとどめる，あるいは，選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するという判決をすることも可能であると解される（昭和60年大法廷判決における上記４裁判官の補足意見参照）。

本件選挙を無効としないことは，本件選挙の時点における投票価値の平等の侵害をこの判決において直ちに是正しないことにはなるが，いわゆる事情判決の法理によって従来示された，選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの衆議院が公職選挙法の改正を含む立法活動を行うという憲法の所期するところに反する事態を回避する必要性を考慮し，かつ，本件選挙を行うこととなった衆議院解散の日（平成24年11月16日）に１人別枠方式の廃止と小選挙区数の０増５減を内容とする平成24年改正法が成立し，その後，それに基づいて区割りを改正する法改正が成立したこと（平成25年６月24日）にみられるように，次回の選挙を合憲状態で行うための改正が実現の途についたという国会の状況を考慮すると，今回の本件選挙については，それが違法であることを宣言するにとどめ無効とはしないこととするのが相当である。

ただ，前記の平成24年改正及び同25年改正による改正後の区割規定は，上記０増５減による定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，１人別枠方式によって配分された定数が維持されており，平成23年大法廷判決が違憲であるとした１人別枠方式の実質的な廃止が実現したとは必ずしもいえないことなど，今後の是正による次回選挙までの違憲状態の解消の実現が確実であるというには心もとない事情があり，今後の国会の動向いかんによっては，選挙を無効とすることがありえないではない。一般に，どの範囲で選挙を無効とするかは，前述のように，憲法によって司法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられるのであるから，従来の判例に従って，区割規定が違憲とされるのは選挙区ごとではなく全体についてであると解しても，裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば，訴訟の対象とされたすべての選挙区の選挙を無効とするのではなく，裁判所が選挙を無効とする選挙区をその中で投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し，衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。

区割規定が違憲であることが司法判断によって確定しながら国会による改正が行われないまま選挙が繰り返し行われ，その結果として，選挙が無効とされるような事態が杞憂に終わることを切に期待するものである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　金築　誠志
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥

当　事　者　目　録

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人（原審原告）
山口　邦明

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人（原審原告）
野々山哲郎

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人（原審原告）
森　　徹

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人（原審原告）
國部　　徹

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人（原審原告）
竹村　眞史

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人（原審原告）
三竿　径彦

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１１号被上告人（原審原告）
中久木邦宏

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら（森徹を除く）訴訟代理人弁護士
森　　徹

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら（國部徹を除く）訴訟代理人弁護士
國部　　徹

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら（三竿径彦を除く）訴訟代理人弁護士
三竿　径彦

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら（山口邦明を除く）訴訟代理人弁護士
山口　邦明

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら（野々山哲郎を除く）訴訟代理人弁護士
野々山哲郎

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら（竹村眞史を除く）訴訟代理人弁護士
竹村　眞史

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号，第２１１号被上告人ら訴訟代理人弁護士
菅原　直美

平成２５年（行ツ）第２０９号上告人・同第２１０号被上告人ら（中久木邦宏を除く）訴訟代理人弁護士
中久木邦宏

平成２５年（行ツ）第２０９号被上告人・同第２１０号上告人（原審被告）
東京都選挙管理委員会
同代表者委員長　尾﨑　正一

平成２５年（行ツ）第２０９号被上告人・同第２１１号上告人（原審被告）
神奈川県選挙管理委員会
同代表者委員長　山田吉三郎

上記両名指定代理人　都築　政則
角井　俊文
伊藤　清隆
横山　真通
渡邉　英介
西尾　昭彦
若山　政行
大西　勝滋
澁谷　勝海
髙橋　理恵
稲玉　祐
新保　裕子
布施　武男
岡野　信行
加藤　誠一

平成２５年（行ツ）第２０９号被上告人・同第２１０号上告人東京都選挙管理委員会指定代理人
内藤　靖之
原澤　智

平成２５年（行ツ）第２０９号被上告人・同第２１１号上告人神奈川県選挙管理委員会指定代理人
和田　浩
中村佐知子

上告人広島県選挙管理委員会，被上告人金尾哲也ほか３人間の選挙無効請求事件について，平成25年11月20日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２５年（行ツ）第２４５号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成24年（行ケ）第４号，第５号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成25年３月25日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。